

厚生年金基金の代議員会について

法令・通達上のルール

	法令	通達 (厚生年金基金における事業運営基準の取扱いについて (昭和42年年企発第20号))
<p>■代議員会の招集・開催回数</p>	<p>○代議員会は、理事長が招集する。 ※代議員の定数の3分の1以上の者が理事長に代議員会の招集を理事長に求めることができる。 (厚生年金保険法第117条第5項)</p> <p>○理事長は、規約の定めるところにより、<u>毎事業年度1回通常代議員会を招集しなければならない</u>。 (厚生年金基金令第7条第1項)</p> <p>○理事長は、必要があるときは、いつでも臨時代議員会を招集することができる。(厚生年金基金令第7条第2項)</p>	<p>○代議員会は、<u>毎事業年度の予算及び決算の審議を行うこととなるので少なくとも、年2回はこれを開催する必要がある</u>。</p>
<p>■代議員の定数・選出方法</p>	<p>○<u>代議員会の定数は偶数とし、その半数は、事業主が、事業主及び使用される者のうちから選定し、他の半数は加入員において互選する</u>。 (厚生年金保険法第117条第3項)</p> <p>○代議員会は、代議員の定数の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。 (厚生年金基金令第9条)</p>	<p>○<u>代議員の定数は、設立事業所数、加入員数及びこれらの分布状況等を勘案して配置する必要がある</u>。</p> <p>○<u>2以上の事業主が共同して設立している基金における事業主が選定する代議員の選定は、各事業主の意思が反映されるような方法で行う必要がある</u>ので、<u>原則として、全部の設立事業所が共同して行うこと</u>。したがって、<u>あらかじめ選定方法等のルールを確定しておくことが望ましい</u>。</p>
<p>■代議員会の任期</p>	<p>○3年を超えない範囲内で規約で定める期間とする(補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。)(厚生年金保険法第117条第4項)</p>	<p>—</p>

具体例

	A基金	B基金	C基金	D基金
※数字は概数	事業所数:200、加入員数5,000、 受給者数:2,500	事業所数:100、加入員数:10,000、 受給者数:7,000	事業所数:150、加入員数20,000、 受給者数:35,000	事業所数:1000以上、加入員数: 30,000人以上、受給者数:7,000
■設立形態	全国規模の建設関係の 総合型基金	全国規模のサービス関係の 総合型基金	都道府県規模の交通関係の 総合型基金	全国規模のサービス関係の 総合型基金
■代議員会 の開催回 数	○開催回数 ・通常代議員会を2月、9月 の年2回開催している。	○開催回数 ・通常代議員会を2月、9月の 年2回開催している。	○開催回数 ・通常代議員会を年3、4回開 催している。	○開催回数 ・通常代議員会を2月、9月の 年2回開催している。
■代議員の 定数・選 出方法	○定数 ・22名(選定11名、互選1 1名) ○選出方法 ・選定代議員は、基金事務 局において全事業主の同 意をとり、選定人(事業 主)3名を指定し、選定人 が代議員を選定。 ・互選代議員は、退任する 場合は、当該代議員が出 身地域の中から後任を推 薦。労働組合の関与はな い。	○定数 ・24名(選定12名、互選12 名) ○選出方法 ・選定代議員は、基金事務局 において全事業主の同意を とり、選定人(事業主)3名を 指定し、選定人が代議員を 選定。 ・互選代議員は、特定の12の 事業所の加入員の中から当 該事業所の加入員が推薦。 労働組合の関与はない。	○定数 ・66名(選定33名、互選33 名) ※事業所が存在する地域毎 に支部を設け、支部毎の 事業所数と加入員数を勘 案して配置。 ○選出方法 ・選定代議員は、支部毎の世 話人(事業主)が選定(全事 業主から世話人に委任状を 提出) ・互選代議員は、21人を加入 員(労働組合)から推薦し、残 りは支部毎の世話人(事業 主)が加入員の中から推薦。	○定数 ・34名(選定17名、互選17 名) ○選出方法 ・選定代議員は、選定人(事業 主代表)が選定(全事業主か ら選定人の委任状を提出)。 ・互選代議員は、立候補の条 件として10人以上の加入員 の推薦を課している(労働組 合の代表が推薦を集めて立 候補する場合などがある)。